

兵庫県公報

平成20年 5月23日 金曜日 第 1981 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（災害対策課）	1
告 示	
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
林業種苗生産事業者の登録の失効（林務課）	2
保安林の指定（豊かな森づくり課）	3
同上（同）	4
保安林の指定予定（同）	4
保安林の指定の予定通知（同）	4
同上（同）	5
同上（同）	5
同上（同）	6
同上（同）	6
同上（同）	7
同上（同）	7
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	8
公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	10
同上（同）	11
道路の位置指定（建築指導課）	11
施設使用料の徴収事務の委託（県立考古博物館）	11
公 告	
随意契約の相手方等の公示（市町振興課）	12
人事委員会公告	
兵庫県職員 上級採用試験の実施	12
労働委員会告示	
平成19年兵庫県労働委員会告示第1号（姫路市企業局における地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定に基づく認定）の一部改正	15

公布された法令のあらまし

- 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第49号）
応急仮設住宅の供与その他の被災者に対する救助の程度を改めることとした。

規 則

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第49号

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1 応急仮設住宅の供与の項2中「2,326,000円」を「2,366,000円」に改め、同表災害にかかった住宅の応急修理の項2中「500,000円」を「510,000円」に改め、同表障害物の除去の項2中「137,000円」を「137,500

円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の災害救助に関する手続等を定める規則の規定は、平成20年 4月 1日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

告 示

兵庫県告示第545号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市淡河土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	清 原 清	神戸市北区淡河町北僧尾480番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 原 弘 武	神戸市北区淡河町北僧尾359番地の 1

兵庫県告示第546号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成20年 5月12日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
特定農業用管水路等 特別対策事業	市島地区	平成20年 5月23日から 同 年 6月12日まで	丹波市役所
同 上	多利地区	同 上	同 上
同 上	北山地区	同 上	同 上

兵庫県告示第547号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第14条第 1 項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録は、その者が生産事業を廃止したので失効した。

平成20年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 養成	幼苗以 外の苗 木養成	
竜12	山 田 雄 三 宍粟市山崎町五十波657					生産事業者の氏名又は 名称及び住所と同じ
竜38	福 本 亀 雄 同 市山崎町東下野73					同 上
竜55	森 蔭 卯 一 同 市山崎町青木 5 - 6					同 上
竜67	福 井 一 男 同 市山崎町大沢873					同 上
竜230	栗 山 房 雄 同 市一宮町下野田476					同 上
竜233	飛 石 光 男 同 市波賀町齊木937 - 4					同 上
竜239	大 成 正 雄 同 市山崎町五十波793 - 2					同 上
竜246	栗 山 梅 子 同 市一宮町下野田476					同 上
竜250	藤 原 みゆき 同 市一宮町東河内871					同 上
竜251	小 田 好 美 同 市山崎町中野1101					同 上
竜255	飛 石 純 枝 同 市波賀町齊木937 - 4					同 上
竜258	岸 根 武 義 同 市一宮町能倉1344					同 上

兵庫県告示第548号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町田井字小枕900から904まで、905の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第549号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

美方郡新温泉町春来字大宮1487の2から1487の4まで、1487の12から1487の14まで、字城山1149の3

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第550号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成20年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町香住区余部字笠木143の1、字轟222から224まで、224の1、224の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第551号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市但東町坂津字ヤブキ37、37の24、37の25
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヤブキ37（次の図に示す部分に限る。）37の24
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市日高町知見字明谷57、57の1、58から61まで、63、65から69まで、71、72の1、72の2、74から77まで、78の1、78の2、79、80の1から80の26まで、80の28から80の35まで、81から89まで、89の1、91から96まで、468から475まで、477から483まで、483の1、483の2、484から488まで、490から495まで、495の1、495の2、496から498まで、500の1、501の1から501の5まで、502から511まで、511の1から511の4まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字明谷61・65・93・95・468・469（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）472、477、479、480
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市出石町内町字城山4の1、4の2・4の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字城山4の2、4の3
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第554号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市出石町上野字山才182の1、182の2、183から187まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山才182の1・183から185まで・187（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第555号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市出石町片間字岩ヶ谷39の1、40
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩ヶ谷39の1・40(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第556号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年5月23日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市但東町出合字寺奥9の1、10の1から10の6まで、10の8、10の9

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺奥9の1・10の1から10の5まで・10の8・10の9(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)
10の6

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第557号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年5月23日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市戸牧字上大深194の1(次の図に示す部分に限る。)、高屋字大奥482の5

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第558号

建設業法(昭和24年法律第100号)第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成20年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	申請区分	取り消した建設業の種類	処分の原因となった事実	取消し年月日
(有)鶴万工業 代鶴目 伊智郎	神戸市長田区七番町6-25	般-17 第113438号	一般	土木工事業、建築工事業、管工事業	建設業の廃止(全部廃業)	平成20年3月7日
(有)下西ノ園建設 代下西ノ園 真一	同 市灘区水道筋2-17-505	般-19 第112621号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止(全部廃業)	同 月13日
神栄マテリアル(株) 代赤澤 秀朗	同 市中央区京町77-1	般・特-16 第113689号	一般 特定	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止(全部廃業)	同
(有)寺本建設 代寺本 潤一	同 市北区上津台6-6-1	般-16 第114381号	一般	土木工事業	建設業の廃止(全部廃業)	平成20年3月24日
(有)グリーンガイア 代持永 十九二	同 市同区八多町吉尾27-6	般-15 第114167号	一般	土木工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止(一部廃業)	同
(株)神戸エクステリア工業 代門田 勝美	同 市中央区八雲通6-1-9	般-17 第107941号	一般	鋼構造物工事業、造園工事業	建設業の廃止(全部廃業)	平成20年3月25日
(株)ヤシロ建設 代石塚 卓	同 市同 区御幸通2-2-14	般・特-17 第108652号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、大工工事業、内装工事業、建具工事業	建設業の廃止(全部廃業)	同 月27日
(有)アオバ商事 代倉本 福江	同 市東灘区青木5-8-12	般-18 第101697号	一般	建築工事業	建設業の廃止(全部廃業)	同 月28日
永福電設 代永福 武	同 市北区淡河町神田885	般-17 第104627号	一般	電気工事業	建設業の廃止(全部廃業)	同 月31日
垂水/高木 代高木 幸男	同 市垂水区上高丸3-14-1-102	般-17 第111859号	一般	電気工事業	建設業の廃止(全部廃業)	同
(株)エム・エス・ウォーター 代横島 澄男	同 市中央区脇浜町1-4-78	般-16 第114495号	一般	電気工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業	建設業の廃止(全部廃業)	同

下原建設(株) 代下原 宏美	同 市北区鈴蘭台南町 6 - 14 - 18	般 - 17 第109678号	一般	左官工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
(有)アートテック 代濱口 幸次	西宮市中前田町 7 - 32	般 - 17、18 第217292号	一般	建築工事業、大工工事業、 内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年 3月 5日
石垣工務店 代石垣 弘幸	同 市堤町 3 - 16	般 - 19 第207121号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 6日
(株)プログレ 代井上 英明	尼崎市南武庫之荘 7 - 3 - 3 - 102	般 - 16 第217116号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月12日
日本クリエイト(株) 代井上 信夫	芦屋市精道町 3 - 20	般 - 17 第211843号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月13日
(有)クリエイトグリーン 代飯塚 保夫	西宮市門戸荘 2 - 18 - 103	般 - 15 第215680号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月14日
(株)綾波 代武内 幸明	尼崎市水明町23	般 - 15、17 第214214号	一般	土木工事業、大工工事業、 とび・土工工事業、 塗装工事業、防水工事業、 内装仕上工事業、 建具工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 9日
(有)アルファ防水 代山田 憲史	同 市大庄中通 2 - 64 - 1	般 - 18 第214626号	一般	防水工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月25日
(株)荒工務店 代荒 光男	同 市西難波町 1 - 5 - 14	般 - 19 第202817号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月27日
岩根板金工作所 代岩根 健司	西宮市鳴尾町 5 - 4 - 38	般 - 19 第217525号	一般	屋根工事業、板金工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月28日
(株)ケイ・トゥ・ピー 代金澤 達也	同 市津門住江町11 - 14	般 - 19 第216832号	一般	土木工事業、管工事業、 ほ装工事業、内装 仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月11日
(株)方建築工房 代緒方 大介	尼崎市浜田町 5 - 51	般 - 19 第213886号	一般	大工工事業、塗装工事業、 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月19日
菱彩テクニカ(株) 代小川 和男	同 市塚口本町 8 - 1 - 1	般 - 19 第213886号	一般	屋根工事業、防水工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月21日
(株)マツダ建設 代松田 菊次	三田市池尻25	般・特 - 18 第300154号	一般 特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月 6日
(有)ハンシン 代山本 珠子	宝塚市安倉西 4 - 595	特 - 16、17 第216315号	特定	建築工事業、大工工事業、 左官工事業、屋根 工事業、タイル・れん が・ブロック工事業、 鉄筋工事業、板金工事業、 ガラス工事業、防 水工事業、内装仕上 工事業、熱絶縁工事業、 建具工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
(有)双建 代塚本 清明	同 市大原野字森谷24	般 - 16 第211495号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年 3月12日
鈴木電工 代鈴木 忠市	加西市馬渡谷町191 - 1	般 - 19 第353007号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月13日
わしお住建 代鷲尾 正明	姫路市御国野町国分寺 35 - 11	般 - 18 第458525号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月10日
(有)矢口建材店 代矢口 勝己	同 市的形町の形1686 - 8	特 - 17 第450303号	特定	土木工事業、建築工事業、 ほ装工事業、しゅ んせつ工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月14日

(株)関西土木興業 代)井上 哲史	神崎郡市川町北田中 281	般 - 19 第460470号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月18日
(株)扇土建 代)森本 國夫	姫路市庄田67 - 3	特 - 19 第455316号	特定	建築工事業、大工工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月25日
成都建設工業(株) 代)濱田 洋一	同 市飾磨区清水3 - 80	般 - 17、特 - 19 第454746号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業、水道工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月26日
(株)龍野実業建築家 代)藤井 啓良	たつの市新宮町井野原 134 - 2	般 - 15 第502900号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月7日
(株)山穂 代)山本 武司	赤穂郡上郡町野桑1555	特 - 18 第551509号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
中村建築工事 代)中村 雄次	揖保郡太子町東出79 - 80 - 10	般 - 18 第501767号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年 3月10日
小池組 代)小池 保	同 郡同 町東南45 - 7	般 - 15 第502883号	一般	土木工事業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月19日
光洋建設 代)高倉 進	たつの市新宮町平野 156 - 21	般 - 18 第500105号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月27日
(有)橋本組 代)橋本 恒雄	宍粟市一宮町福中320	般 - 16 第501996号	一般	土木工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
(有)細田建設 代)細田 真紀	豊岡市大篠岡617	般 - 17 第650936号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年 3月4日
(有)北田土木 代)北田 君雄	同 市土居44 - 1	般・特 - 18 第650785号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月10日
(株)宿南建設 代)宿南 智宏	同 市日高町上郷28	般 - 16 第651108号	一般	土木工事業、水道工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月14日
(株)上垣建設 代)上垣 宣之	養父市大屋町加保648 - 1	特 - 18 第600720号	特定	土木工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月18日
(株)酒井電気建設 代)酒井 信行	丹波市氷上町石生1763 - 8	般・特 - 19 第751626号	一般 特定	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年 2月29日
(株)富士土木 代)鈴木 敏	洲本市本町2 - 1 - 17	般 - 14 第801183号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 3月14日
(株)松野建設 代)松野 芳美	南あわじ市榎列掃守 379	般 - 18 第801381号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月17日
梅木建設 代)梅木 俊明	淡路市江井1034	般 - 14 第801681号	一般	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
久住左官 代)久住 誠	同 市志筑2805 - 1	般 - 17 第801874号	一般	左官工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年 3月25日

兵庫県告示第559号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省大阪航

空局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成20年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成20年 2月21日から同年 3月28日まで
- 3 作業地域
川西市南部

兵庫県告示第560号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成20年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（都市計画図作成）
- 2 作業期間
平成18年10月13日から平成20年 3月25日まで
- 3 作業地域
三木市全域

兵庫県告示第561号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成20年 5月23日から西播磨県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成20年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H19西播位置 0012号	20.5.8	宍粟市山崎町船元字古垣内161番3の一部、 161番5、161番6の一部	6.00	91.65
第H19西播位置 0013号	20.5.8	宍粟市山崎町中宇水通り482番の一部、485 番の一部	6.00	69.92

兵庫県告示第562号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、兵庫県立考古博物館の使用料の徴収事務を、株式会社ザ・アール大阪支店に次のとおり委託した。

平成20年 5月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称
考古博物館使用料
- 2 委託した事務の範囲
兵庫県立考古博物館の観覧料の徴収
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名
大阪府中央区久太郎町3丁目6-8

株式会社ザ・アール大阪支店
支店長 中 上 よし子

4 委託年月日

平成20年 4月 1日

5 徴収の方法

株式会社ザ・アール大阪支店は、観覧料を受領したときは、観覧料を納めた者に対し、観覧券又は領収書を交付するものとする。

なお、徴収の方法については、兵庫県立考古博物館の観覧料に係る徴収事務委託契約書による。

公 告

随意契約の相手方等の公示

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成20年 5月23日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 随意契約に係る業務の名称及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム都道府県ネットワークの監視及び保守に係る委託業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

企画県民部企画財政局市町振興課 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年 4月 1日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区一番町25番地

5 随意契約に係る金額

74,746,965円 (うち消費税等額3,559,379円)

6 契約の相手方を決定した手続

随意

7 随意契約の理由

政府調達に関する協定第15条第 1 項(b)による。

人 事 委 員 会 公 告

兵庫県職員 上級採用試験の実施

兵庫県職員 上級採用試験を次のとおり実施する。

平成20年 5月23日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
(1) 一般事務職	35名程度	1 年齢制限 次に掲げる者とする。 (1) 昭和53年 4月 2日から昭和62年 4月 1日までに生まれた者 (平成21年 4月 1日現在で22歳から30歳までの者) なお、次の職種については、次表のそれぞれの区分による年齢とする。
(2) 警察事務職	12名程度	
(3) 教育事務職	5名程度	
(4) 保健師	3名程度	
(5) 栄養士	2名程度	
(6) 獣医師	10名程度	
(7) 薬剤師	11名程度	

(8) 児童福祉司	3名程度
(9) 心理判定員	2名程度
(10) 職業訓練指導員 (情報系学科)	2名程度
(11) 農学職	5名程度
(12) 農業土木職	1名程度
(13) 林学職	3名程度
(14) 水産職	1名程度
(15) 環境科学職	5名程度
(16) 土木職(一般土木)	10名程度
(17) 土木職(造園)	1名程度
(18) 建築職(一般)	4名程度
(19) 建築職(警察)	1名程度
(20) 機械職	1名程度
(21) 電気職	1名程度
(22) 小中学校事務職 (市町立小中学校等)	9名程度

職種	年齢
保 健 師	昭和53年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者(平成21年4月1日現在で21歳から30歳までの者)
獣 医 師	昭和49年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者(平成21年4月1日現在で24歳から34歳までの者)
児 童 福 祉 司 職業訓練指導員 (情報系学科)	昭和49年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者(平成21年4月1日現在で22歳から34歳までの者)

- (2) 昭和62年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者
 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び平成21年3月31日までに卒業する見込みの者
 イ 兵庫県人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

2 免許等

次の職種は、それぞれの免許・資格取得者又は取得見込み者に限る。

なお、採用にあたっては、それぞれの免許・資格の取得を必要とする(職業訓練指導員(情報系学科)を除く。)

職種	免許・資格
保 健 師	保健師の免許
栄 養 士	栄養士の免許
獣 医 師	獣医師の免許
薬 剤 師	薬剤師の免許
児 童 福 祉 司	児童福祉司の任用資格
職業訓練指導員 (情報系学科)	職業訓練指導員(情報処理科)の免許(採用後の実務経験などにより取得可能となる者を含む。)
環 境 科 学 職	環境衛生指導員の任用資格

備考

1 この試験を受けられない者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 日本国籍を有しない者

(保健師、栄養士、獣医師、薬剤師、児童福祉司、心理判定員、職業訓練指導員(情報系学科)農学職、林学職、水産職、環境科学職、機械職、電気職及び小中学校事務職は、日本国籍を有しない者も試験を受けることができる。)

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号のいずれかに該当する者

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場					
第 1 次 試 験	平成20年 6月29日（日）	県立大学神戸学園都市 キャンパス 県立伊川谷北高校 県立北須磨高校 県立舞子高校					
第 2 次 試 験	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">一般事務職</td> <td style="width: 30%;">個別面接 個別面接 適性検査</td> <td rowspan="2" style="width: 40%;">平成20年 7月23日(水) から同月31日(木)ま でのうち指定する 1日</td> </tr> <tr> <td>一般事務職 以外の職種</td> <td>個別面接 適性検査</td> </tr> </table>	一般事務職	個別面接 個別面接 適性検査	平成20年 7月23日(水) から同月31日(木)ま でのうち指定する 1日	一般事務職 以外の職種	個別面接 適性検査	神 戸 市 内
	一般事務職	個別面接 個別面接 適性検査	平成20年 7月23日(水) から同月31日(木)ま でのうち指定する 1日				
	一般事務職 以外の職種	個別面接 適性検査					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">一般事務職</td> <td style="width: 30%;">個別面接 プレゼンテーション試験</td> <td rowspan="2" style="width: 40%;">平成20年 8月 6日(水) から同月22日(金)ま でのうち指定する 1日</td> </tr> <tr> <td>一般事務職 以外の職種</td> <td>個別面接 プレゼンテーション試験</td> </tr> </table>	一般事務職	個別面接 プレゼンテーション試験	平成20年 8月 6日(水) から同月22日(金)ま でのうち指定する 1日	一般事務職 以外の職種	個別面接 プレゼンテーション試験	
一般事務職	個別面接 プレゼンテーション試験	平成20年 8月 6日(水) から同月22日(金)ま でのうち指定する 1日					
一般事務職 以外の職種	個別面接 プレゼンテーション試験						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">一般事務職</td> <td style="width: 30%;">個別面接 個別面接 適性検査</td> <td rowspan="2" style="width: 40%;">平成20年 8月 6日(水) から同月22日(金)ま でのうち指定する 1日</td> </tr> <tr> <td>一般事務職 以外の職種</td> <td>個別面接 プレゼンテーション試験</td> </tr> </table>	一般事務職	個別面接 個別面接 適性検査	平成20年 8月 6日(水) から同月22日(金)ま でのうち指定する 1日	一般事務職 以外の職種	個別面接 プレゼンテーション試験		
一般事務職	個別面接 個別面接 適性検査	平成20年 8月 6日(水) から同月22日(金)ま でのうち指定する 1日					
一般事務職 以外の職種	個別面接 プレゼンテーション試験						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">一般事務職</td> <td style="width: 30%;">個別面接 個別面接 適性検査</td> <td rowspan="2" style="width: 40%;">平成20年 8月 6日(水) から同月22日(金)ま でのうち指定する 1日</td> </tr> <tr> <td>一般事務職 以外の職種</td> <td>個別面接 プレゼンテーション試験</td> </tr> </table>	一般事務職	個別面接 個別面接 適性検査	平成20年 8月 6日(水) から同月22日(金)ま でのうち指定する 1日	一般事務職 以外の職種	個別面接 プレゼンテーション試験		
一般事務職	個別面接 個別面接 適性検査	平成20年 8月 6日(水) から同月22日(金)ま でのうち指定する 1日					
一般事務職 以外の職種	個別面接 プレゼンテーション試験						

3 試験の方法

(1) 第 1 次試験

ア 教養試験

大学卒業程度の一般教養について択一式（一部選択解答制）により試験を行う。

イ 専門試験

各職種に必要な大学卒業程度の専門的知識について択一式により試験を行う。

ウ 論文試験

一般的な課題により大学卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

(2) 第 2 次試験

第 1 次試験合格者に対して行う。

ア 口述試験

(7) 一般事務職

個別面接、個別面接、個別面接及びプレゼンテーション試験の方法により行う。

(1) 一般事務職以外の職種

個別面接、個別面接及びプレゼンテーション試験の方法により行う。

イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

(1) 第 1 次試験

平成20年 7月15日（火）午後 3 時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに受験者全員に通知する。

(2) 第 2 次試験

平成20年 9月 2日（火）午後 3 時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに第2次試験受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局、兵庫県東京事務所等で配布する。郵送を希望する場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角型2号封筒）を同封のうえ、「上級請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県ホームページ（採用試験のページ）でも受験申込書の配布を行う。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000065.html

(2) 受験申込み

ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申込みこと。受験票は、申込みを受け付け後、平成20年6月23日頃に発行する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000067.html

イ 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）へ提出すること。受験票は、申込みを受け付け後、平成20年6月19日頃に発送する。

(3) 受付期間は、インターネットによる場合は平成20年5月26日（月）午前9時から同年6月6日（金）午後5時まで、郵送による場合は平成20年5月26日（月）から同年6月11日（水）（必着）まで、持参による場合は平成20年5月26日（月）から同年6月13日（金）までとする（持参による場合は土曜日及び日曜日を除く。）

持参による場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

なお、インターネットによる場合は平成20年6月6日（金）午後5時までに受信したものまで、郵送による場合は平成20年6月11日（水）に到着したものまでを有効とする。

6 その他

(1) 最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者において採用前に身体検査等を行い、採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から平成22年3月31日まで有効とする。

(2) この試験についての問い合わせは、兵庫県人事委員会事務局職員課（電話078 - 341 - 7711 内線5920、5921）あてに行うこと。

労 働 委 員 会 告 示

兵庫県労働委員会告示第1号

平成19年兵庫県労働委員会告示第1号（姫路市企業局における地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定に基づく認定）の一部を次のように改正し、平成20年5月8日から適用する。

平成20年5月23日

兵庫県労働委員会
会長 滝澤 功 治

表中

「

水道事業部	理事 参事 主幹 課長補佐 係長
交通事業部	

」

を

「

企業総務室	
-------	--

水道事業部	理事 参事 主幹 課長補佐 係長
交通事業部	

に改める。